

城東区ヤングケアラー相談・連絡窓口を設置しています

ページ番号：541322 2026年1月26日

ヤングケアラーとは

一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもとされています。

城東区役所では、ヤングケアラーの早期発見・早期対応を目的として、相談、連絡窓口を区役所保健福祉課子育て教育担当に設置しました。

- ・「ヤングケアラーかな？」と気になる子どもがいれば、ご連絡ください
- ・ご自身が、ヤングケアラーかな・・・と思ったら、ひとりで悩まず相談してください

連絡先

電話

電話番号 06-6930-9132

※月曜日から金曜日（午前9時～午後5時30分 祝日、年末年始を除く）

電子メール

メールアドレス 城東区子育て教育（joto-kosodate@city.osaka.lg.jp）

【お願い】

1. 件名に「ヤングケアラー」と記入してください
2. メール本文に次の内容を記入してください
 - （1）お名前
 - （2）連絡先電話番号（内容確認のため、ご連絡させていただく場合があります）
 - （3）相談・連絡内容

※提供いただいた個人情報は、この相談目的以外では、利用しません

※匿名での相談を希望される場合、（1）（2）は記入いただく必要はありません

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration : Izumi Shiga

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



【アンケート】このページに対してご意見をお聞かせください

[入力欄を開く](#)

このページの作成者・問合せ先

大阪市城東区役所 保健福祉課(保健福祉センター)子育て教育グループ

〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号（城東区役所3階）

電話： [06-6930-9065](tel:06-6930-9065)

ファックス：050-3535-8688

[メール送信フォーム](#)

このページへの別ルート

[トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [いじめ不登校防止対策・ヤングケアラー](#) > 城東区ヤングケアラー相談・連絡窓口を設置しています

[大阪市総合トップ](#) > [イベント・観光](#) > [イベント中止・延期のお知らせ](#) > [城東区役所](#) >

城東区ヤングケアラー相談・連絡窓口を設置しています